

障がい児通所支援事業者に対する指導監査について

対象受検機関：福祉部障がい福祉室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																																								
<p>1 障がい児通所支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい児通所支援は、児童福祉法に基づき障がい児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、府は支援を行う事業者の指定を行っている。 市町村が障がい児の保護者等に対して支弁した障がい児通所給付費について、国が2分の1を、府が4分の1を負担している。 <p>【府内における事業者の指定状況】 (事業所)</p> <table border="1" data-bbox="270 663 1561 814"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31(R1)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府による指定</td> <td>807</td> <td>1,083</td> <td>1,245</td> <td>884</td> <td>865</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>府内指定都市、中核市による指定</td> <td>711</td> <td>883</td> <td>1,043</td> <td>1,645</td> <td>1,926</td> <td>2,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも4月1日時点。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国において、支援の質の確保と給付費の適正化を図る目的で、指定障害児通所支援等事業者等指導指針（以下「国指導指針」という。）、指定障害児通所支援等事業者等監査指針が定められている。その概要は以下のとおりである。 集団指導…過去の指導事例等について講習等の方式で行う。新規事業者については支援開始後おおむね1年以内に全てを対象として実施。 実地指導…実地において関係書類を閲覧し、面談方式で行う。指定権限を有する事業者に対しおおむね3年に1度実施。なお、実地指導中に著しい運営基準違反や不正請求が確認された場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。 特別監査…指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に、実地検査等を行う。監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、勧告、命令、指定の取消等の措置を行う。 府においては、担当するグループ18名で障がい児支援事業者及び障がい福祉サービス事業者の「指定」及び「指導監査」等に関する事務を担当している。このうち9名で事業者の「指導監査」に関する事務を担当しており、その他、喀痰吸引等に係る介護職員の人材養成等に関する事務や障がい者福祉施設従事者等による虐待防止に関する事務等を担当している。（令和2年度から、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等への支援事業も担当している。） <p>2 府による指導監査の実施状況について</p> <p>【府による指導監査の実施状況】 (事業所)</p> <table border="1" data-bbox="270 1566 1368 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31(R1)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定事業所数</td> <td>807</td> <td>1,083</td> <td>1,245</td> <td>884</td> <td>865</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>集団指導</td> <td>812</td> <td>1,077</td> <td>1,304</td> <td>884</td> <td>849</td> <td>937</td> </tr> <tr> <td> 実施率</td> <td>100.6%</td> <td>99.4%</td> <td>104.7%</td> <td>100.0%</td> <td>98.2%</td> <td>98.5%</td> </tr> <tr> <td>実地指導</td> <td>72</td> <td>165</td> <td>72</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	府による指定	807	1,083	1,245	884	865	951	府内指定都市、中核市による指定	711	883	1,043	1,645	1,926	2,236		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	指定事業所数	807	1,083	1,245	884	865	951	集団指導	812	1,077	1,304	884	849	937	実施率	100.6%	99.4%	104.7%	100.0%	98.2%	98.5%	実地指導	72	165	72	90	15	25	<p>1 実地指導について、国指導指針では、指定権限を有する事業者に対しおおむね3年に1度実施するよう示されているが、基準による頻度での指導が行われていない。 事業者の新規指定又は更新後の次の指定までの期間は6年であるが、指導頻度が低調であるため、指定期間中に1度も指導を受けない事業者が存在する。 このような状況にあるが、効率化の観点から改正された国指導指針の内容がチェックシートに反映されておらず、また令和4年度以降の定期実地指導の実施計画が立てられていない。</p> <p>2 集団指導について、令和2年度以降はオンラインによる動画視聴形式で実施し、期限内に未視聴である事業者に対して視聴するよう連絡しているものの、最終的な受講完了の確認が行われておらず、個別指導の実施等のフォローも行われていない。</p>	<p>1 実地指導について、国指導指針のチェックシートへの反映をはじめ効率的・効果的な指導方法や体制の工夫、実施計画の策定により、実施頻度を高められたい。 また、実施計画の策定に当たっては、効率的・効果的な計画となるよう事業者の指定・更新状況や過去の指導状況等を収集・整理・活用されたい。</p> <p>2 事業者ごとの受講完了状況を適時把握・整理した上で、受講を促すとともに、必要に応じて個別に指導を行うなどの取組を検討されたい。</p>
	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3																																																				
府による指定	807	1,083	1,245	884	865	951																																																				
府内指定都市、中核市による指定	711	883	1,043	1,645	1,926	2,236																																																				
	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3																																																				
指定事業所数	807	1,083	1,245	884	865	951																																																				
集団指導	812	1,077	1,304	884	849	937																																																				
実施率	100.6%	99.4%	104.7%	100.0%	98.2%	98.5%																																																				
実地指導	72	165	72	90	15	25																																																				

実施率	8.9%	15.2%	5.8%	10.2%	1.7%	2.6%
特別監査	0	6	11	23	10	12

※指定事業所数は4月1日時点。実施率は、指導事業所数/指定事業所数で算出。

指導事業所には、4月1日以降に指定されたものも含むため、一部実施率が100%を超える場合がある。

(1) 集団指導について

- ・ 集団指導について、国指導指針では、新規事業者は支援開始後おおむね1年以内に全てを対象として実施するよう示されている。府では、毎年度新規事業者を含む全事業者を対象に実施している。
- ・ 令和2年度以降はオンラインによる動画視聴形式で指導を実施しており、視聴が完了した事業者の受講後アンケートの提出により受講状況を把握している。受講期限内に未視聴である事業者に対しては、視聴するよう何度も連絡しているものの、最終的な受講完了となるアンケートが提出されたかどうかの確認は行われておらず、個別に指導するなどのフォローも行われていなかった。

(2) 実地指導について

ア 実施頻度について

- ・ 実地指導について、国指導指針では、指定権限を有する事業者に対しおおむね3年に1度実施するよう示されているが、府では基準に沿った頻度での指導が行われていなかった。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、府では令和2年度以降の定期実地指導を見送り、不正請求等に係る通報があった事業者に対してのみ指導を実施している。一方で、当該影響のなかった令和元年度の実施率は10.2%であり、同様のペースで実地指導が行われたとしても全事業者の実地指導には約10年かかることとなる。
- ・ 事業者の指定期間は6年であるが、実地指導の実施頻度が低調であるため指定期間中に1度も指導を受けない事業者が存在する。

【令和3年度当初時点で、指定以来実地指導、監査を行っていない事業所数（府指定分）】 (事業所)

当初指定年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	計
	50	32	58	69	103	52	89	92	128	673

※実態上事業を廃止・休止している事業所が含まれている可能性がある。

イ 指導計画について

- ・ 令和4年度以降の定期実地指導について、今後の実施計画が立てられていない。

ウ 指導の状況について

- ・ 実地指導においては、毎年度1事業所当たりで見ると複数件の指導が行われている状況にあり、また、指導の結果問題の判明した事業者については特別監査に移行し一定の処分が行われている。

【府指定事業所の実地指導における延べ指導件数】 (件)

H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
570	1,437	546	574	39	95

エ 国からの指導への対応について

<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に厚生労働省より府に対し行われた実地指導において、国指導指針に基づく頻度で実地指導が行われていない点について改善を要する事項として指導された。これに対し、実施体制の強化等により一時的に指導事業所数が若干増加したものの、継続的な改善策の実施にまでは至っていない。 <p>オ 国指導指針の改正への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に国指導指針が改正され、効率化の観点から、実地指導における確認項目が標準確認項目とそれ以外の項目に分類され、原則として標準確認項目以外の項目は特段の事情がない限り確認を行わないものとされた。府が実地指導で用いているチェックシートには、当該改正に基づく項目の分類がされていなかったが、現場での確認内容は、個々の事業者の状況により、柔軟に対応することとしている。 		
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和4年8月9日、事務局：令和4年6月3日から同年7月4日まで）